

周防大島町地域おこし協力隊員(定住促進)募集要項

【募集の趣旨】

本町では、過疎化・高齢化対策の柱として定住促進を掲げ、町内の産業団体と「定住促進協議会」を設立し、空き家バンクの充実と、移住者の経済的自立を目指した就業への取り組みを行うことにしています。

移住(希望)者と定住促進団体の連絡調整や情報発信を行うことで、定住の促進や地域の活性化に取り組んでいただける方を募集します。

【周防大島町の紹介】

周防大島町は、本州西端の山口県東部の瀬戸内海にある島で、瀬戸内海で3番目に大きな島です。豊かな自然環境に恵まれた人情あふれる町で、主な産業は農業、漁業、観光です。昭和51年に本州と本島を結ぶ「大島大橋」が開通し、交通事情は格段によくなりました。

また、過疎・高齢化の進行により、人口は1万7千人弱、高齢化率は50%を超えていますが、元気なお年寄りの多い「長寿の島」「生涯現役の島」として知られており、赤ちゃんからお年寄りまで「元気、にこにこ、安心の島」づくりを目指しています。

【業務】

定住促進団体(周防大島町定住促進協議会)が受け入れ

- (1) 周防大島町定住促進協議会の事務、事業の企画・実施
- (2) 移住希望者への情報提供・移住者のサポート
- (3) 地域おこしの提案と実践
- (4) 空家の掘り起こし
- (5) 連絡会議・研修会・報告会等への参加
- (6) ホームページやブログなどによる情報発信
- (7) その他目的達成に資する活動

【募集対象】

- (1) 年齢…社会経験のある概ね25歳以上の方
- (2) 3大都市圏など都市地域等に住民票を有し、委嘱後に周防大島町に住民票を移すことができる方
- (3) 普通自動車免許を取得している方
- (4) パソコン操作やインターネットの利用が可能な方
- (5) 心身共に健康で、業務に取り組むことができる方

※3大都市圏など

I 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の全域、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、札幌市、熊本市、京都市、相模原市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市の政令指定都市のうち、IIに該当しない地域

II 次の①～⑦のいずれかの地域に該当しない市町村(対象区域)

- ① 過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、② 山村振興法、③ 離島振興法、④ 半島振興法、⑤ 奄美群島振興開発特別措置法、⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法及び⑦ 沖縄振興特別措置法

【募集人数】

1名

【勤務地】

周防大島町大字小松（業務により地域外・町外もあり）

【勤務時間】

1日7時間45分、1週38時間45分を基準とします。

【雇用形態】

周防大島町長が委嘱します。（雇用関係はありません）

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで。（年度毎に更新、最長3年間） ※着任日は応相談

【給与等】

報償月額171,300円

【待遇】

- (1) 健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等は自己負担とします。
- (2) 家賃の一部を町が負担します（引越費用・光熱水費等は自己負担とします）。
- (3) 移動用車両の燃料費及び消耗品費は町が負担を支援します。
- (4) 移動用車両は町が用意します。
- (5) 任期終了後、定住を希望される場合は、定住に向けた支援を行います。

【休日】

原則土曜、日曜、祝日、12/29～1/3。休日出勤は振替休日対応とします。

【申込受付】

平成30年8月10日（金）まで。（郵送の場合、当日消印有効）

【応募方法】

- (1) 提出書類により書類審査を行います。審査結果は全員に通知します。
 - ・ 応募用紙
 - ・ 履歴書（写真貼付）
 - ・ レポート「私が周防大島町で取り組みたいこと」（1000字程度）
※書類は郵送、またはご持参ください。返却はいたしません。
募集に関する質問は、ファックス、メールまたは郵送でお願いします。
 - ・ 住民票の抄本
- (2) 書類審査合格者と面接を行い、隊員を決定します。交通費は自己負担とします。
- (3) 面接結果（合否）は2週間以内に全員に通知します。選考内容についてはお答えできません。

【お問い合わせ】

政策企画課

〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松 126-2

TEL:0820-74-1007 FAX:0820-74-1015

E-mail:seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp

URL:<http://www.town.suo-oshima.lg.jp/>